

電気料金値上げの申請について

平素より、弊社の電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたびは、電気料金値上げの申請に至りましたことを、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ 一般家庭で最も多くご契約いただいている従量電灯Bの 料金単価の申請内容について

区 分		単 位	現行単価	申請単価
基本料金	10Aあたり	1月につき	273.00	280.80
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	19.72	20.91
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	23.76	25.54
	300kWhをこえる	〃	25.19	28.23
最低月額料金		1月1契約につき	222.60	254.88

【単位：円】

※上記単価表の消費税率について、現行単価は5%、申請単価は8%を適用しております。

※現行単価には、平成25年6～8月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます。

消費税率の変更について

- 平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%へ変更となります。
- なお、平成26年4月の検針日の前日までのご使用分については、5%の消費税率にもとづく料金を適用させていただきます。

実際の値上げ内容については、経済産業大臣の認可を受けて決定されますので、認可後すみやかにお知らせいたします。

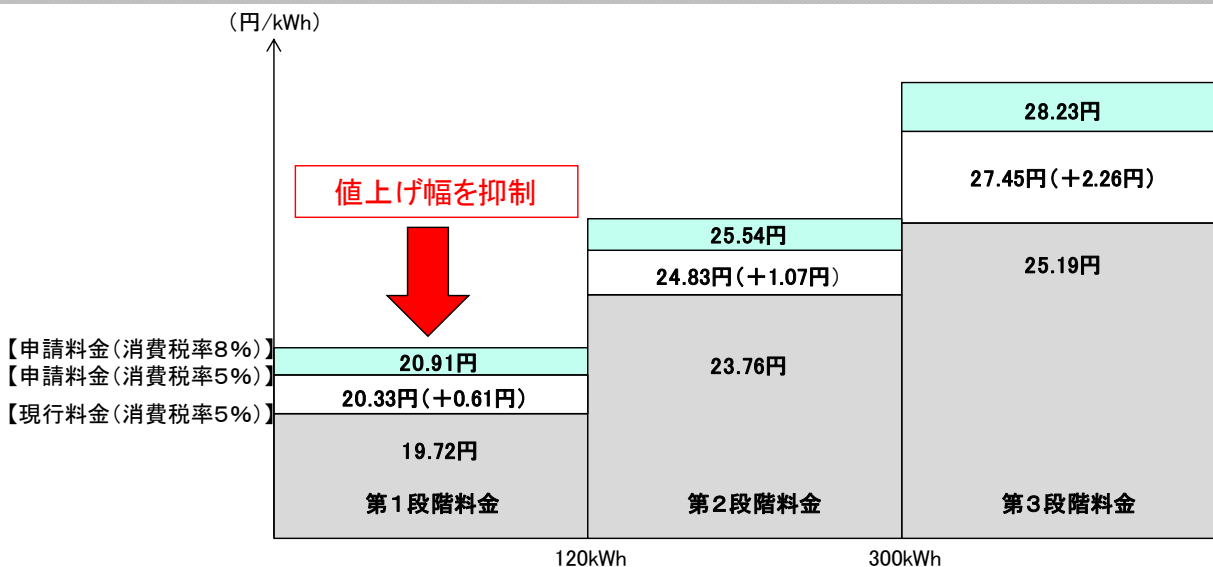
■ 従量電灯 B の値上げ影響について

- 現在のお支払い額と値上げ後のお支払い額を比較いたしました。

ご家庭のお客さま (例)	現在 (月額)		値上げ後 (月額)	値上げ額 (月額)	値上げ率
	お支払い額 (税抜)	お支払い額 (税込)			
<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約容量 : 30 A ● ご使用量 : 300kWh 	7,177 円	7,535 円 (消費税率 5%)	7,432 円	255 円	3.6%
			8,026 円 (消費税率 8%)	491 円	6.5%

■ 従量電灯 B の 3 段階料金制度について

- ご家庭向け電気料金は、ご使用量の増加に伴い電力量料金単価が上昇する 3 段階料金制度を採用しております。
- 今回の値上げ申請にあたりましては、毎日の暮らしに必要不可欠なご使用量に相当する第 1 段階料金の値上げ幅を小さくしております。また、省エネルギー推進という観点から、第 3 段階料金を設定しております。



- ※ () 内は、現行料金 (消費税率 5%) から申請料金 (消費税率 5%) への値上げ幅を示しています。
- ※ 現行料金には、平成 25 年 6 ~ 8 月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます。
- ※ 実際の値上げ実施日・料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

■ 電気料金値上げの申請に関するお問い合わせ窓口をご紹介します

電気料金値上げ申請に関する専用ダイヤル (通話料無料)

TEL 0120-922-187 受付時間 月~金曜日 9:00~18:00、土曜日 9:00~17:00
(日曜・祝日・12/29~1/3 はお休みとさせていただきます。)